

横浜市 子どもの貧困対策に関する計画 (仮称) 素案(概要版)

みなさまのご意見をお寄せください



募集
期間

平成 27 年 12 月 21 日 (月) から
平成 28 年 1 月 15 日 (金) まで

子どもの貧困対策とは

国では、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。「子供の貧困対策に関する大綱」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

横浜市では、国が策定した大綱を踏まえて、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方、平成 28 年度からの 5 か年で取り組む施策などを盛り込んだ「子どもの貧困対策に関する計画 (仮称)」を策定することとし、このたび「素案」をとりまとめました。この「素案」について、みなさまからの声を反映し、計画を策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

1 計画の策定理由

- 横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

- 本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2014-2017」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方等を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開の考え方、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。

3 計画期間

- 5年間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）

4 計画の対象

- 【年齢層】 妊娠期から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの子ども・若者とその家庭
- 【状況等】 ①現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭
②保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

経済的困窮状態や、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭の状況等

- ① 支援につながっていない子ども・若者、家庭
 - 保護者が支援を受けることを望まないなど、支援が必要な状態であっても、支援につながっていない子ども・若者や家庭があります。
- ② 子どもの養育環境
 - 保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できないこと等により、子どもの養育環境が十分に整えられていない場合があります。
- ③ 学習や進学の機会
 - 落ち着いて勉強できる環境が整っていないことや学習の習慣が身につけていないことなどにより、子どもの低学力や学習に遅れが生じている場合があります。
 - 必要とする文具や教材が買えないことや、進学に際し十分な機会を得ることが難しい場合があります。
- ④ 社会的な孤立
 - 社会的に孤立して必要な支援を受けられない結果、一層困難な状況に置かれてしまう場合があります。
 - 保護者と支援者の関係が切れてしまうことで、子どもに対する支援が届かなくなる場合があります。

- 貧困状態にある子ども・若者、家庭が抱える複合的な課題等を踏まえ、本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を次のとおり整理します。

1 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る

- 制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子ども・若者、家庭を、様々な場面で新たに把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。
- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の抱えている困難や背景に気づくこと、気持ちに配慮しながら寄り添い、見守り、抱えている悩みや困難に応じた支援につなげる必要があります。

2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成

- 子どもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を醸成し、子どもの育ち・成長を支えていくことが必要です。
- 乳幼児期に、保護者をはじめとする特定の保育者がしっかりと子どもと関わることで、愛着形成や情緒の安定と、自己肯定感を得られることは、基本的な生活習慣の定着をはかり学齢期以降の学習習慣の基盤をつくるためにも重要です。

3 学力保障と教育と福祉の連携

- 小・中学校においては、これまで以上に全ての子どもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援を充実していくことが必要です。
- 子どもや家庭の経済的な困窮、保護者の就労や疾病・障害等による養育環境の課題は、学校だけでは解決できないため、福祉などの専門的なアプローチが求められます。これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し切れ目のない支援を行っていきます。
- 高校進学のための学習支援の取組を18区で展開していますが、会場が自宅や学校から遠い等の理由で、参加を希望しながらも参加できない子どもがいるため、受入枠や実施か所の拡充が求められています。
- 高校進学後の就学の継続や就業を支援する取組を行っていますが、自立する力の育成を目標に、関係機関と連携した支援の充実が必要です。

4 多様な大人との関わり

- 子ども達が、職業や将来の自立に向けた情報や具体的なイメージを持ち、必要なプロセスや努力すべき点を知ることができる、ロールモデルとしての身近な大人との関わりを持つことが必要です。

5 ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援

- ひとり親家庭等困難を抱えやすい家庭に対する支援としては、精神的なケアを含めた生活全体の支援、子育てとの両立ができる仕事に就くための支援の充実や、子育て支援環境をひとり親家庭等にとってより利用しやすいものとしていくことが必要です。

6 社会的養護の子どもへのアプローチ

- 社会的養護のもとで暮らしている子どもは、原則として18歳で施設等から自立します。施設退所後に、保護者からの経済的援助や精神的な支えのない大変厳しい状況の中で自立を求められるため、進学や就職の支援とともに、生活や心を支える支援などが求められています。

7 困難を抱える若者支援

- 若者自立支援機関による専門の相談や就労訓練等の取組を推進するとともに、地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することが必要です。

8 妊娠・出産期からの子どもの貧困対策

- 妊娠・出産期の母子に対する母子保健の取組は、育児不安の早期解消や児童虐待の予防に加え、子どもの貧困を早期に発見し、見守りや支援につなげるために、重要な役割を有しています。

9 切れ目のない支援と個人情報の共有

- 切れ目のない支援を展開するため、支援機関同士の連携強化に向けて、必要な範囲での個人情報の共有のあり方について検討していきます。

- 本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を踏まえ、5か年の計画期間における、目指す基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や計画体系は次のとおりです。

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

施策展開にあたっての基本的な考え方

国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

「育ち・成長」と
「教育の機会」を
保障する
環境づくり

「切れ目のない支援」
が「届く」
仕組みづくり

人材育成の視点と
地域社会との
つながりへの配慮

計画の体系

子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

施策の柱

施策1

気づく・つなぐ・
見守る

- 1 母子保健施策・地域子育て支援施策
- 2 学校と区役所等の連携
- 3 総合的な児童虐待防止対策の推進
- 4 生活困窮者への自立支援

施策2

子どもの育ち・
成長を守る

- 1 子どもの育ち・成長の保障
- 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

施策3

貧困の連鎖を断つ

- 1 学習支援
- 2 進学支援・就学継続支援

施策4

困難を抱える
若者の力を育む

- 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制
- 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

施策5

生活基盤を整える

- 1 生活基盤を支える現金給付
- 2 保護者の就労促進
- 3 子育て世帯への経済的支援等

1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

- 乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実を、子どもの貧困対策の基盤として位置付けます。

主な取組

- 乳幼児期の教育・保育の保障
- 私立幼稚園就園奨励補助
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
- 子どもの社会的スキルの向上
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり
- 地域と連携した放課後の学習支援
- 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- 登校支援の取組
- 学校における食育の推進
- 貧困問題の学校における理解促進

2 5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、支援につなげていきます。
- 地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守るにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

主な取組

- 1 母子保健施策・地域子育て支援施策**
 - 妊娠期から子育て期にわたる相談支援
 - 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施
- 2 学校と区役所等の連携**
 - 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
 - スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置
 - 高校就学継続、進路選択等の支援
- 3 総合的な児童虐待防止対策の推進**
 - 児童虐待防止啓発地域連携事業
 - 児童相談所等の相談・支援体制の充実
 - 保育所での見守り強化
- 4 生活困窮者への自立支援**
 - 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化
 - 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

施策2 子どもの育ち・成長を守る

施策の方針

- 困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。
- 学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。
- ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

主な取組

- 1 子どもの育ち・成長の保障**
 - 乳幼児期の教育・保育の保障（再）
 - 私立幼稚園就園奨励補助（再）
 - 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）
 - 学齢期以降の子どもの居場所
- 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援**
 - ひとり親家庭の生活・学習支援
 - 寄り添い型学習等支援事業における生活・学習支援
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ひとり親家庭等医療費助成
 - 就学援助・私立学校等就学奨励制度

施策3 貧困の連鎖を断つ

施策の方針

- 学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。
- 学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

主な取組

- 1 学習支援
 - 寄り添い型学習等支援事業における学習支援
 - ひとり親家庭の生活・学習支援（再）
- 2 進学支援・就学継続支援
 - 被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）
 - 高校奨学金

施策4 困難を抱える若者の力を育む

施策の方針

- 地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。
- 専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。
- 専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で、見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

主な取組

- 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制
 - よこはま型若者自立塾における支援
 - 地域ユースプラザ事業
- 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備
 - 施設等退所後児童アフターケア事業
 - 困難を抱える若者のための地域サポート事業

施策5 生活基盤を整える

施策の方針

- 現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障します。
- 保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援します。

主な取組

- 1 生活基盤を支える現金給付
 - 生活保護
 - 児童扶養手当
- 2 保護者の就労促進
 - 被保護者自立支援プログラム事業（就労支援事業）
 - 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業における就労支援）
 - 母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）
- 3 子育て世帯への経済的支援等
 - 児童手当
 - 小児医療費助成

1 計画の進ちょく状況の把握

- 子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親家庭等対象ごとの目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。

対象	目標	直近の現状値	目標値(平成32年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	95.0%(※1)以上
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	0人(※1)
小学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	74.2% (26年度)	75.0%(※2)以上
		64.2% (26年度)	65.0%(※2)以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	75.0%(※2)以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習等支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	調整中
高校生	市立高等学校における就学継続率※3	93.1% (26年度)	95.0%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率※4	97.9% (26年度)	99.0%以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,500人(※1)以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	1,900人(※1)以上 (26年度～7か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度)

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

2 計画の推進

計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

- 個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築するための基盤づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。

支援に関わる人々の人材育成

- 支援に関わる人々に対し、子どもの貧困の現状に対する共通認識や、支援に関わる機関等の持つ役割、活用できる制度や地域の資源等に関する情報を持つ方策等をまとめ、それぞれの制度マニュアルや研修の中に取り入れていくこと等についても、計画推進の中で引き続き検討を進めます。

子どもの貧困に関するデータ収集や調査の実施

- 計画推進にあたって、本市の状況の変化や取組の成果等を把握するため、必要なデータの収集を行います。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」(仮称)
素案についての意見記入用紙

- ご意見の種類にチェックをつけてください。
 - 子どもの貧困対策における取組の視点
 - 本市の子どもの貧困対策
 - 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進
 - 施策1 施策2 施策3
 - 施策4 施策5 計画の推進
 - その他

- ご意見をお書きください。

◆ 以下は差支えない範囲でご記入ください。

【性別】 男 ・ 女	【年代】	歳代
【子どもの有無】 有 ・ 無	※子ども有の方のみ、年齢が一番下のお子さんの年齢に○	
0～6歳 ・ 7～12歳 ・ 13～18歳 ・ 19歳以上		

横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）素案について

市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間：平成 27 年 12 月 21 日(月)から平成 28 年 1 月 15 日(金)まで(当日消印有効)

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

宛先／横浜市子ども青少年局企画調整課

素案の詳細は、ホームページをご覧ください。

横浜市子ども青少年局 検索 (http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/)

①郵送

下記のハガキ（切手不要）

②FAX

045-663-8061

③電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

提出にあたっては、次のことをご記入ください

- ①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名、担当者名）
- ②住所、③性別、④年代、⑤子どもの有無、⑥ご意見

ご留意いただきたいこと

- いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（仮称）」の策定の参考に利用させていただきます。
- 氏名及び住所は、責任あるご意見を求める趣旨により記載いただいています。
なお、ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報は、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。

今後のスケジュール（予定）

- 平成 28 年 1 月 意見募集終了
- 平成 28 年 3 月 計画策定、結果公表

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市子ども青少年局企画調整課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話：045-671-4281

FAX：045-663-8061

電子メール：kd-iken@city.yokohama.jp

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

1487

差出有効期間

平成 28 年
1 月 31 日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 1 7

横浜市中区港町 1-1
横浜市子ども青少年局
企画調整課 行



■氏名

■企業・団体名・部署名（企業・団体の方はご記入ください）

■住所（〒 . ）